

愛知学院大学動物実験指針

(目的)

第1条 この指針は、愛知学院大学（以下「本学」という。）において動物実験を実施するにあたり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年日本学術会議策定）に基づき、動物実験を含む研究及び教育活動に対する本学の教職員（実験助手等を含む）及び学生の依るべき指針を定め、科学的観点のみならず動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この指針は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物を用いた全ての動物実験に適用する。

2 哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物以外の動物を実験に用いる場合においても、この指針の趣旨を尊重するものとする。

(野生動物に対する配慮)

第3条 野生動物を実験に用いる場合には、自然保護に十分配慮し、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年条約第25条）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）等に抵触してはならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学で実施されるすべての動物実験の実施に関して統括管理する。

(学部規程の制定)

第5条 動物実験を実施する学部は、あらかじめ動物実験に関する規程（以下、「学部規程」という。）を制定し、学長の承認を得なければならない。

(指針及び規程の遵守)

第6条 動物実験の計画及び実施にあたっては、この指針及び学部規程を遵守しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第7条 動物実験を実施する学部は、この指針及び学部規程等への適合性に関し、定期的に自己点検、評価及び検証を行い、その結果を学長に報告するものとする。

(情報公開)

第8条 動物実験を実施する学部は、動物実験に関する自己点検、評価及び検証の結果、並びに実験動物の飼養及び保管の状況等に関する情報を公表するものとする。

(指針の改廃)

第9条 この指針の改廃は、代表教授会の議を経て行う。

附則

この指針は、平成23年12月1日から施行する。